

都区財政調整主要五課題の早期解決に関する決議

平成十二年四月、地方自治法等の改正により、特別区が長年取り組んできた都区制度改革が実現し、特別区は基礎自治体として法律上の明確な地位を確立した。

この法改正により、住民に身近な行政は第一義的に特別区が担い、東京都は、特別区の区域を通じて大都市の一体性確保に必要と認められる限度で市町村事務を行うこととなり、その役割に応じた財源配分の確立が求められた。しかし、都区間の役割分担と財源配分の明確化については都区の合意には至らず、平成十二年二月の都区協議会において、東京都知事と特別区長会との間で「清掃事業の特例的な対応期間が終了する平成十七年度までに協議すべき主要五課題」が確認された。

我々は、この協議結果を踏まえ、東京都と交渉する特別区長会を全面的に支援することを確認し、以後、強い関心をもって見守ってきた。しかし、実務的な協議が続けられているにもかかわらず、都と特別区とは、いまだに基本的な部分の認識が噛み合っていないと聞いており、こうした状況について、江戸川区議会においても重大な関心を寄せているところである。

そもそも、都区の役割分担とこれに応じた財源配分は都区制度の根本をなすものであり、この明確化なくして都区制度改革の趣旨が名実ともに実現されたとはいえない。また、都が財調外で負担するとした清掃関連経費の区の財源配分への反映をはじめ、迫り来る小中学校改築需要急増への対応、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合う都市計画交付金の配分についてもかねてよりの懸案事項である。さらに、国の三位一体改革等の大規模な税財政制度の改正は特別区財政にも大きな影響を与えることが見込まれ、基礎自治体重視の分権時代にふさわしい行財政基盤の強化が求められている。

よって、江戸川区議会は、六十五万江戸川区民を代表し、主要五課題の全面的な解決に向け、東京都に対し、都が行う大都市事務・財源の早急な明示を求めるとともに、左記に掲げる事項の解決を図るため、最大限の行動を起こすことをここに表明する。

記

- 一 都が行う大都市事務・財源の明示による都区間役割分担の明確化
 - 二 清掃関連経費の財源として都に残した七百四十五億円の特別区への移転
 - 三 間近に迫った小中学校改築需要急増に対応できる財源の確保
 - 四 都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金の確保
 - 五 三位一体改革の影響等も含めた都区財政調整配分割合の拡充
- 右、決議する。

平成十六年十二月三日